平成２３年（フ）第３５３号
大分市大字廻栖野238番地の１
債務者　中野　美香
１　決定年月日時　平成23年９月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３５９号
大分市大字光吉1996番地の29
債務者　後藤　芳樹
１　決定年月日時　平成23年９月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１５４号
宮崎県日向市大字細島659番地２
債務者　遠藤けい子
１　決定年月日時　平成23年９月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第１５５号
宮崎県東臼杵郡門川町大字門川尾末9075番地１
債務者　馬原　征子
１　決定年月日時　平成23年９月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第１５６号
宮崎県延岡市南一ケ岡３丁目16番10―２号
債務者　寺田　貴代
１　決定年月日時　平成23年９月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第１０５号
鹿児島県垂水市市木24番地
債務者　前田　　隆
１　決定年月日時　平成23年９月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第３７４号
奈良市誓多林町645番地
債務者　仲　　宏和
１　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３９８号
奈良県生駒市俵口町1116番地１
債務者　森　　一成
１　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３１７号
青森市大字油川字岡田40番地１　リバーサイドパルテノンＡ―２―２
債務者　千葉　哲哉
１　決定年月日時　平成23年９月26日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３２３号
青森市大字駒込字桐ノ沢62番地
債務者　千葉　誠一
１　決定年月日時　平成23年９月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３３４号
青森市原別３丁目11番８号
債務者　山﨑真由美
１　決定年月日時　平成23年９月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２１５号
富山県中新川郡上市町相ノ木新町87番地
債務者　深川　博美
１　決定年月日時　平成23年９月26日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２１６号
富山市上二杉290番地８　ファミール・ユイットＡ棟101号
債務者　藤田　英子
１　決定年月日時　平成23年９月26日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２２０号
富山市赤田809番地１　県営住宅４棟203号
債務者　林　　力
１　決定年月日時　平成23年９月26日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２２１号
富山市赤田809番地１　県営住宅４棟203号
債務者　林　まさみ
１　決定年月日時　平成23年９月26日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２２５号
神奈川県横須賀市汐入町３丁目41番地　入谷荘101
債務者　吉田泰二郎
１　決定年月日時　平成23年９月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第２３５号
神奈川県横須賀市浦郷町１―55　市営住宅日向アパートＣ―402、住民票上の住所横浜市金沢区釜利谷東６丁目１番30号　ノースボナール103号
債務者　田口　　修
１　決定年月日時　平成23年９月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
横浜地方裁判所横須賀支部